

スポーツスクールクレセル 会員規約

(お客様控え)

一般社団法人ココロが運営する当スクール（以下、当スクールといいます）の利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条（名称）

一般社団法人ココロが運営する当スクールの名称・所在地は下記に明記しているもののほか、下記 URL のホームページに明記されているものとします。（以下「当スクール」といいます）

名称及び所在地

名称： 「サッカースクールクレセル」
「バルシューレクレセル」
「クレセルバスケットボールスクール」
「クレセル走り方教室」

その他、ホームページ（<http://www.creecer.club>）に記載されているスクール

所在地：兵庫県神戸市中央区磯上通 8 丁目 1-29 カサベラビル C&M403

第2条（目的）

当スクールは、スポーツを通じて、基礎運動能力・自発性・社会性を身につけることを目的とします。

第3条（会員）

本人、保護者が第2条の目的に賛同し、スポーツを行うのに適した健康状態で活動出来、所定の手続きを行った方が会員となることが出来ます。

第4条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

- ・第8条に基づく退会の手続きを取ったとき
- ・除名
- ・死亡及び失踪
- ・施設の全てが閉鎖されたとき

第5条（会員資格譲渡禁止）

会員資格本人限り譲渡若しくは相続その他包括承継できないものと致します。

第6条（除名）

会員が次の各号に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- ・当スクールに関する規則等に违背したとき
- ・当スクールの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ・当スクールに関する諸料金の支払いを怠ったとき
- ・他の会員や指導員、当教室に対して勧誘、セールス、誹謗中傷や暴力行為、その他の迷惑行為があったとき
- ・その他、当スクールが会員として不適切と判断したとき

第7条（スポーツ安全保険の加入）

会員は入会と共にスポーツ安全保険に加入します。保険の加入手続きは全て当スクールにて行います。万一会員が怪我及び当スクールの定める特定疾病になった場合、当スクールの災害補償規程に基づいて見舞金をお支払いします。（補償期間は、練習開始日から3月末日までとなっております）事故等における補償責任は、当スクールが加入する保険会社の約款以内とします。尚、活動中の負傷事故では、補償制度の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとします。

第8条（退会）

会員は、退会希望の前月末日までに所定の用紙に必要事項を記入し、担当指導員に提出し、退会することが出来ます。（例）6月末退会を希望する場合は、5月末日までに提出。

※提出の翌月分の月会費より徴収(口座振替)を停止します。

※年会費についても退会の手続きに付随します。

第9条（練習日、会場）

練習日：指定の日時で行います。

会 場：指定した会場で行います。

第10条（荒天時）

荒天時の練習の有無は、練習開始 30 分前迄に決定します。連絡は LINE で行います。

第11条（個人情報の取り扱いについて）

会員についての連絡先等の情報は、当スクールと関係なく使用することなく、厳重に取扱い保護に努めます。

第12条（写真などの取り扱いについて）

当スクールが活動中に取得した会員の写真・画像・映像については、当スクールがホームページやチラシなどで使用することにつき承諾します。

私は警察庁「組織犯罪対策要綱」の定義する反社会勢力ではないこと等の表明・確約をなし上記会員規約に同意します。

年 月 日

（保護者氏名）

（会員 氏名）

スポーツスクールクレセル 会員規約

一般社団法人ココロロが運営する当スクール（以下、当スクールといいます）の利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条（名称）

一般社団法人ココロロが運営する当スクールの名称・所在地は下記に明記しているもののほか、下記 URL のホームページに明記されているものとします。（以下「当スクール」といいます）

名称及び所在地

名称： 「サッカースクールクレセル」
「バルシューレクレセル」
「クレセルバスケットボールスクール」
「クレセル走り方教室」

その他、ホームページ（<http://www.creecer.club>）に記載されているスクール

所在地：兵庫県神戸市中央区磯上通 8 丁目 1-29 カサベラビル C&M403

第2条（目的）

当スクールは、スポーツを通じて、基礎運動能力・自発性・社会性を身につけることを目的とします。

第3条（会員）

本人、保護者が第2条の目的に賛同し、スポーツを行うのに適した健康状態で活動出来、所定の手続きを行った方が会員となることが出来ます。

第4条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

- ・第8条に基づく退会の手続きを取ったとき
- ・除名
- ・死亡及び失踪
- ・施設の全てが閉鎖されたとき

第5条（会員資格譲渡禁止）

会員資格本人限り譲渡若しくは相続その他包括承継できないものと致します。

第6条（除名）

会員が次の各号に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- ・当スクールに関する規則等に违背したとき
- ・当スクールの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ・当スクールに関する諸料金の支払いを怠ったとき
- ・他の会員や指導員、当教室に対して勧誘、セールス、誹謗中傷や暴力行為、その他の迷惑行為があったとき
- ・その他、当スクールが会員として不適切と判断したとき

第7条（スポーツ安全保険の加入）

会員は入会と共にスポーツ安全保険に加入します。保険の加入手続きは全て当スクールにて行います。万一会員が怪我及び当スクールの定める特定疾病になった場合、当スクールの災害補償規程に基づいて見舞金をお支払いします。（補償期間は、練習開始日から3月末日までとなっております）事故等における補償責任は、当スクールが加入する保険会社の約款以内とします。尚、活動中の負傷事故では、補償制度の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとします。

第8条（退会）

会員は、退会希望の前月末日までに所定の用紙に必要事項を記入し、担当指導員に提出し、退会することが出来ます。（例）6月末退会を希望する場合は、5月末日までに提出。

※提出の翌月分の月会費より徴収(口座振替)を停止します。

※年会費についても退会の手続きに付随します。

第9条（練習日、会場）

練習日：指定の日時で行います。

会 場：指定した会場で行います。

第10条（荒天時）

荒天時の練習の有無は、練習開始 30 分前迄に決定します。連絡は LINE で行います。

第11条（個人情報の取り扱いについて）

会員についての連絡先等の情報は、当スクールと関係なく使用することなく、厳重に取扱い保護に努めます。

第12条（写真などの取り扱いについて）

当スクールが活動中に取得した会員の写真・画像・映像については、当スクールがホームページやチラシなどで使用することにつき承諾します。

私は警察庁「組織犯罪対策要綱」の定義する反社会勢力ではないこと等の表明・確約をなし上記会員規約に同意します。

年 月 日

（保護者氏名）

（会員 氏名）